

## 久留米市いじめ等防止対策委員会の調査結果について

### 1 事案の概要と経過

- ① 令和5年9月下旬以降、市立小学校の男子児童の保護者から「校外の少年スポーツクラブや学校における所属児童の言動によって、また、クラブ内の保護者・児童の話し合いの場で精神的な苦痛を受けた」との訴えがありました。
- ② 男子児童が不登校になる中、令和5年12月12日に、当該保護者から市教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法の重大事態として調査を行うよう申立てがあり、市教育委員会は同日、重大事態と認定しました。
- ③ このことを受けて、第三者で構成する「久留米市いじめ等防止対策委員会」は、令和6年1月25日から令和7年8月6日までの間、計33回にわたる調査審議を行い、調査結果を報告書として取りまとめ、市教育委員会へ提出しました。

### 2 調査委員会について

#### (1) 調査目的

- ① クラブや学校において、当該児童及び保護者が訴えるような事実があったか。また、認定された事実は、法で定めるいじめに該当するか。
- ② いじめに該当する場合に、当該児童にどのような心理的影響を与えたのか。また、当該児童の不登校との関連性はあるか。
- ③ クラブ内の活動や出来事と当該児童の不登校との関連
- ④ 学校や市教育委員会の対応と課題の検証
- ⑤ 再発防止に向けた提言

#### (2) 調査委員会委員

|      | 委員名    | 職種      | 備考      |
|------|--------|---------|---------|
| 委員長  | 橋山 吉統  | 弁護士     |         |
| 副委員長 | 植村 善太郎 | 大学教授    |         |
| 委員   | 梅津 和子  | 精神保健福祉士 |         |
| 委員   | 中島 良   | 臨床心理士   |         |
| 委員   | 鶴崎 陽三  | 弁護士     | R6.3.1～ |

※鶴崎 陽三委員は、荻原 智明委員（～R6.1.25）の後任として、R6.3.1から就任

### 3 報告書の概要

(1) クラブや学校において、当該児童及び保護者が訴えるような事実があったか。また、認定された事実は、法で定めるいじめに該当するか。

当該児童及び保護者から訴えがあったものは、次の5つです。

- ① 令和5年5月頃に、クラブに所属する児童から「そんなフライも捕れないなら試合に出るな」と言われたこと
- ② セレクト給食で希望するデザートを取りまとめを令和5年5月にした際に、当該児童が選んだものについて「そんなものを選ぶのは女みたい」と言われたこと
- ③ 当該児童の自転車について、クラブに所属する児童から「ださい」と言われたこと
- ④ 令和5年9月の運動会の練習中に「きもい」「きしよい」と言われたこと
- ⑤ クラブに所属する児童が校内を歩きながら自分の名前を口にしてしていたのが聞こえた際に、目が合って「見んな」と言われたこと

調査委員会は、関係児童や保護者への聴き取り、当時在籍した学年全体の児童に対するアンケート等による調査を行い、上記③の事実をいじめと認定しました。

(2) いじめに該当する場合に、当該児童にどのような心理的影響を与えたのか。また、当該児童の不登校との関連性はあるか。

#### 報告書抜粋

本件いじめ行為（当該児童の自転車を「ださい」と言われたこと）の客観的な性質からすると、不登校につながるほどの心理的影響を与える行為であるとは一般的に言い難いし、当該児童や当該保護者からも、それが直接的な原因であった旨の発言はなされていない。

そうすると、本件いじめ行為は、当該児童が不登校になった一連の過程の中で起こった出来事であるとは言えても、それを超えて不登校の原因であったとまでは言えない。

(3) クラブ内の活動や出来事と当該児童の不登校との関連

調査委員会は「クラブ内の雰囲気」「令和5年9月18日のクラブ内の話し合いでの出来事」について、当該児童への心理的な影響を次のとおり認定しました。

#### ① 当該児童の様子の変化

当該児童は、令和5年9月18日の出来事から間もなくして、クラブを退部した以降、学校を欠席することが目立つようになり、経過とともに不穏となり、主に自宅療養となった。

当該児童への聴き取りをした際には、話題がクラブのことになると、表情が急変し、体動や過呼吸がみられるなど強い反応を呈した。

## ② クラブの雰囲気等による影響

クラブでやり取りされる児童や保護者の言動の激しさ等が気になり、負担になることがあったと話していたことを考慮すると、当該児童が明確に記憶できないような咄嗟のやり取りや雰囲気について、怖さを感じていた可能性は否定できない。

## ③ 令和5年9月18日の出来事による影響

意に反して、自分が嫌だったことを明らかにする場に連れてこられたことや、自分が信じられていないと感じたこと、真摯な謝罪と受け止められなかったことなど、当該児童への新たな精神的苦痛が生じたことが考えられる。

### 報告書抜粋

以上①から③で述べた事情が、当該児童がクラブを休むようになり、そして、当該校を休むようになって不登校の状態が継続し、最終的に転校することになったという経過に影響を与えたものと考えられる。

## (4) 学校や市教育委員会の対応と課題の検証

### 学校について

学校の対応については、校長や担任だけでなく、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的対応が不足していたこと、当該児童への支援のための専門職の活用に時間を要したこと、保護者の要望に対してその都度対応することになり客観的な視点で全容を把握することが困難になっていたこと等が指摘されています。

### 市教育委員会

保護者からの相談主訴の把握が不十分であり、いじめ対応と不登校対応が整理されないまま対応が行われたこと、学校への助言等の連携不足があったこと、いじめ重大事態の調査についての理解不足が指摘されています。

## (5) 再発防止に向けた提言

- ① いじめに関する研修の促進、相談対応における専門職の積極的な活用
- ② 本件が学校外の活動から重大事態に発展した事案であることから、学校や教育委員会外の相談窓口の啓発や、校外クラブ関係者等への研修機会の確保

## 4 今後の取組

市教育委員会では、調査結果を真摯に受けとめ、調査委員会の報告書の提言等を踏まえ、いじめの防止や早期発見・早期対応のための効果的な研修を行うとともに、SC・SSWも参画した組織的対応について、学校と連携して取り組んでまいります。また、学校外におけるいじめ事案に関する相談対応や関係者への啓発・研修等について検討してまいります。